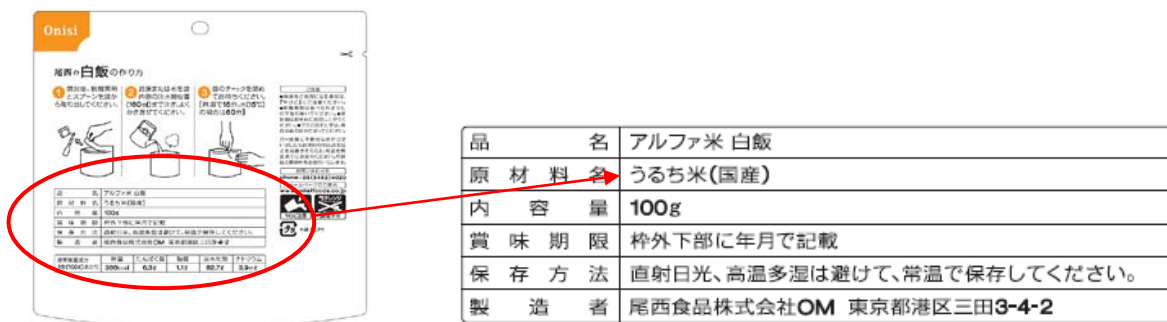


## 米トレーサビリティ法への対応について

当社では、平成22年10月1日施行の平成21年法律第26号「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（通称：米トレーサビリティ法）に対応し、原料米の産地に関する情報を下記の通りお客様に提供してまいります。

1. 当社が発行し、お客様にお届けする「納品書」「出荷案内書」に原料米の産地に関する情報を記載致します。  
\*平成22年10月1日実施
2. 個別製品の原材料名表示欄に、原料米の産地に関する情報を記載致します。  
\*平成22年12月より順次改訂



3. 原料米の取引記録を5年間保存致します。  
\*賞味期限が取引日から3年を超える商品は、取引等を行なった日から5年間、その記録の保管が義務付けられます。(法第6条)

本件に関する詳細な情報は、農林水産省のホームページをご覧ください。

[http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome\\_toresa/](http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/)